

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン

(中間とりまとめ)

第1章 地方公共団体における番号制度の活用について

平成24年9月

【目次】

1 はじめに.....	1
2 地方公共団体における番号制度の活用について.....	2
(1) 番号制度の導入により実現すること.....	2
① 番号制度の仕組み.....	2
①-1 個人番号の付番.....	2
①-1-1 個人番号の定義.....	2
①-1-2 個人番号の付番.....	3
①-2 個人番号の利用.....	4
①-3 情報連携.....	4
①-4 個人番号カードの交付.....	5
①-5 マイ・ポータル.....	6
② 番号制度の導入により実現すること.....	6
③ 地方公共団体における番号制度の利用.....	8
③-1 地方公共団体における特定個人情報の利用.....	8
③-2 個人番号カードの条例利用.....	9
③-3 マイ・ポータル.....	9
(2) 番号制度の活用の具体的なイメージ.....	10
① 先進的取組事例.....	10
①-1 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体.....	10
①-1-1 総合窓口サービスの取組.....	10
①-1-2 福祉保健総合相談室.....	12
①-2 住民情報を時系列で共有している団体.....	14
①-2-1 Web 健康手帳.....	14
①-2-2 生活習慣病予防.....	16
①-3 住民情報を地理空間的に共有している団体.....	17
①-3-1 被災者台帳.....	17
①-3-2 統合型 GIS.....	19
② 先進事例における番号制度の活用可能性についての考察.....	21
②-1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理.....	21
②-1-1 継続的な状況把握.....	21
②-1-2 より効率的な名寄せ.....	22
②-1-3 他市町村の住民への展開.....	22
②-1-4 新たな情報収集による政策の高度化.....	22

②-2 他団体等との情報連携によるサービスの向上	23
②-2-1 さらなる添付書類の削減	23
②-2-2 さらなる手続ワンストップ	24
②-2-3 事務の効率化	24
②-2-4 情報連携による政策の高度化	25
②-2-5 情報連携による共同処理への活用	25
②-3 個人番号カードを活用したより確実な本人確認	25
②-3-1 より正確かつ円滑な本人確認	25
②-3-2 より安全なログイン	26
②-3-3 電子申請の利用増加	27
②-3-4 個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上	27
②-4 プッシュ型のお知らせ	27
②-4-1 必要な手続についてのプッシュ型お知らせ	27
②-4-2 審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ	29
②-4-3 マイ・ポータルとの連携による相乗効果	29
(3) 地方公共団体における番号制度の活用の方向性	30
① 窓口の総合化	30
② 書類審査から現場へ	31
③ 政策の質の向上	32

(別添)

地方公共団体に関係する番号利用法案別表第一の事務等	34
① 都道府県知事等が含まれる事務	34
② 市町村長等が含まれる事務	37
地方公共団体に関係する番号利用法案別表第二の事務等	40
③ 情報照会者に都道府県知事が含まれる事務等	40
④ 情報照会者に市町村長が含まれる事務等	52
⑤ 情報提供者に都道府県知事が含まれる事務等	55
⑥ 情報提供者に市町村長が含まれる事務等	69

1 はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(以下「番号利用法案」という。)、 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下「整備法案」という。)及び「地方公共団体情報システム機構法案」が平成24年2月14日に閣議決定され、これらの法案が国会で成立すれば、平成27年1月から個人番号の利用が開始される予定である。

社会保障・税番号制度(以下「番号制度」という。)は、社会経済情勢が大きく変化する中で、従来以上に社会保障と税を一体として捉え、より正確な所得等の情報に基づいて、国民が社会保障給付を適切に受けられるための必要な基盤として導入が検討されてきた。この番号制度の導入により、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤が提供され、真に差し伸べるべき者に対する社会保障の充実や、負担・分担の公正性の確保、各種行政事務の効率化が実現できるものとされている。

国・地方ともに極めて厳しい財政状況に置かれており、自ら身を切る改革として、地方公共団体では、職員数の大幅な削減や住民サービスの見直しを実施するなど懸命の行革努力を続けているが、住民サービスを提供するための前提として、正確な本人特定や各種手続における書類審査に多大なコストと時間と労力をかけなければならない状況にある。また、国民の側からみて、自分の納めた税金や保険料にふさわしい社会保障給付がきめ細やかに、かつ的確に行われていないのではないかとといった不満が行政に対して向けられてきたことも事実である。

番号制度は、このような課題を解決していく基盤として構想されたものであるが、その機能をいかんなく発揮するためには、国だけの取組みでは不十分であり、国民に対して幅広い行政サービスを提供する地方公共団体が、国と協力しながら、主体的に番号制度を活用していくことが必要不可欠である。

本ガイドラインでは、総務省に設置した「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」(座長:須藤 修 東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)での議論を踏まえ、地方公共団体における番号制度の活用可能性や、番号制度に対応したシステム構築に関するポイントなどを取りまとめている。また、第2章第2節については、総務省が主宰する「番号制度に係る地方税務システム検討会」での議論を踏まえ、地方公共団体における税務システムの改修に関する実務上の課題などを取りまとめている。

本ガイドラインが各地方公共団体において、番号制度が円滑に導入され、また、その効果が最大限発揮され、さらなる住民サービスの向上や行政事務の効率化が実現する一助となれば幸いである。

2 地方公共団体における番号制度の活用

(1) 番号制度の導入により実現すること

① 番号制度の仕組み

番号利用法案の目的は、「行政事務を処理する者が、個人番号の有する特定の個人を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにする」ことであり、あわせて、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われる」ようにするため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例を定めることとしている(番号利用法案第1条)。

番号利用法案は、「個人番号の有する特定の個人を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用」を行うため、①個人番号の付番(番号利用法案第4条、第5条)及び②個人番号の利用(番号利用法案第6条)について規定し、「他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにする」ために、③情報連携(番号利用法案第17条、第19条～第23条)について規定し、「個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われる」ために、④特定個人情報の保護等(番号利用法案第3章)や⑤個人番号情報保護委員会(番号利用法案第4章)について規定している。また、「これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにする」ために、⑥個人番号カード(番号利用法案第12条、第56条)について規定している。

なお、個人番号の導入とあわせて法人番号を導入することとしており、国税庁長官は、法人その他の団体に対して、法人番号を指定する旨の規定がある(番号利用法案第5章)。

①-1 個人番号の付番

①-1-1 個人番号の定義

個人番号は、「住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの」(番号利用法案第2条第5項)とされている。また、個人番号は、①他のいずれの個人番号とも異なること、②住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと(番号利用法案第5条第2項)が要件とされており、その桁数については、住民票コードの桁数(11桁)以上にすることが予定されている。

これまで、個人番号の要件としては、社会保障・税番号大綱(平成23年6月30

日政府・与党社会保障改革検討本部決定)において「所得等の情報を把握し、それらの情報を社会保障や税の分野で効率的に活用するための番号であり、また、国民が行政機関等の窓口で提示する番号である必要がある。したがって、番号制度においては、①国民一人ひとりに一つの番号が付与されていること(悉皆性)、②全員が唯一無二の番号を持っていること(唯一無二性)、③「民―民―官」の関係で利用可能なこと、④目で見えて確認できる番号であること、⑤最新の基本4情報が関連付けられていることの5つの特性を併せ持つ番号を使用することとする。」と示されてきたところであり、個人番号は当該要件を満たすものとして制度設計されている。

①-1-2 個人番号の付番

個人番号の付番については、制度導入後において、例えば出生など新たに住民票コードを住民票に記載する場合には、「市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない」(番号利用法案第4条第1項)と規定されている。このため、市町村長は、「個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする」(番号利用法案第5条第1項)とされている。

制度導入時に、すでに住民票に住民票コードが記載されている者については、「市町村長は、施行日において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、機構から通知された番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない」(番号利用法案附則第3条第1項)とされている。

なお、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについては別途政令が定められる予定である(番号利用法案附則第3条第2項)。

また、個人番号の変更については、住民票コードと異なり、民間事業者も含め個人番号を利用する者が広範囲に及ぶことから、「住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」という条件が付されており、その者の請求又は市町村長の職権により変更することとされている(番号利用法案第4条第2項)。

市町村長が個人番号を指定した際は、住民票に記載することとされている(整備法案による改正後の住民基本台帳法第7条、第8条)。また、個人番号が住民基本

台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)で取り扱う本人確認情報の一つとされる(整備法案による改正後の住民基本台帳法第 30 条の6)ことから、市町村のコミュニケーション・サーバから都道府県サーバを経て、全国センターである機構に個人番号を含む本人確認情報が通知され、平成 27 年1月から国の機関等の求めに応じて、個人番号を含む本人確認情報を提供することが予定されている。

なお、個人番号の付番については、市町村の法定受託事務とされている(番号利用法案第 58 条)。

①-2 個人番号の利用

国の機関や地方公共団体など行政事務を処理する者のうち、番号利用法案別表第一に掲げられた者は、同表の事務の処理に関して保有する個人情報ファイルについて、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる(番号利用法案第6条第1項)

また、地方公共団体は、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる」。(番号利用法案第6条第2項)とされている。

これらの個人番号を利用できる個人番号利用事務実施者は、「本人に対し個人番号の提供を求めることができる」(番号利用法案第 11 条第1項)とされ、この場合、個人番号利用事務実施者は、本人確認及び個人番号確認のため、「個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置をとらなければならない」(番号利用法案第 12 条)とされている。

したがって、番号制度については、国の機関や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者は、本人から個人番号カードの提示を受け、本人確認及び個人番号確認を行った上で、当該者の情報を収集し、データベースを構築した上で、個人番号を利用して個人情報を検索し管理することが想定されているところである。

なお、地方公共団体に関係する別表第一の事務の一覧表は、別添のとおりである。

①-3 情報連携

国の機関や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者が、個人番号を利用して情報収集し、管理している特定個人情報については、原則的に、他の機関に提供することは禁止されている(番号利用法案第 17 条本文)。

しかしながら、同条第7号において例外規定が設けられており、番号利用法案別表第二に掲げられた情報照会者が、同表に掲げられた情報提供者に対し、同表の事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するときは、特定個人情報を提供することが可能とされている。

情報提供ネットワークシステムは、当該情報提供等の記録(アクセスログ)を記録、保存しなければならない(番号利用法案第21条)とされており、これらの情報の開示について任意代理人による要求を認めるなど行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特例が設けられているほか、本人が情報提供等の記録を閲覧することができるよう、マイ・ポータルを通じて開示する仕組みが予定されている。

また、これらの情報連携を含め特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、内閣府の外局として、いわゆる三条委員会である「個人番号情報保護委員会」が設置されることとされているほか、システム上、特定個人情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施や罰則の強化が規定されている。

なお、地方公共団体が関係する別表第二の事務の一覧表は、別添のとおりである。

①-4 個人番号カードの交付

番号制度においては、本人にサービスや給付を行うため、すべての国民が様々な場面で本人確認及び個人番号確認を求められる可能性があり、その確実な確認手段である個人番号カードを、原則としてすべての国民に対して提供することが想定されている。

また、情報提供ネットワークシステムによる情報提供等の記録を確認することができるマイ・ポータルにログインをするために、公的個人認証サービスを活用することとしており、公的個人認証サービスは個人番号カードに標準搭載することとしている(整備法案による改正後の公的個人認証法により、署名用電子証明書に加え、利用者証明用電子証明書が搭載される)。

番号利用法案第56条において「市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カード(氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカードをいう。)を交付しなければならない」(番号利用法案第56条第1項)とされており、その交付方法については、市町村窓口の事務処理が軽減されるよう、市町村の実務担当者の意見を聞きながら、検討を進めることとしている。

なお、個人番号カードの交付事務は、市町村の法定受託事務とされている(番号利用法案第58条)。

①-5 マイ・ポータル

マイ・ポータルについては、社会保障・税番号大綱においては、「情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるマイ・ポータルを設けることとする」とされており、上述の情報提供等の記録の開示のほか、「情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、電子申請、行政機関等からのお知らせの確認」を行うことができることとされている。

具体的な方法については、今後、技術的な検討が行われる予定である。

② 番号制度の導入により実現すること

番号利用法案第3条において、個人番号及び法人番号の利用の基本について次のとおり規定されている。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(個人番号及び法人番号の利用の基本)

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

- 一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。
- 二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。
- 三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。
- 四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報に法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

社会保障・税番号大綱等においては、番号制度の導入により、次のことが実現できるとされている。

(ア) よりきめ細やかな社会保障給付の実現

社会保障の給付や負担の状況に関する情報を、国・地方公共団体等相互で、正確かつ効率的にやり取りすることで、個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能になる。

番号利用法案により、例えば、次のとおり、異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができることとなる。

- ① 高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での給付状況の把握
- ② 健康保険法に基づく傷病手当金の支給に当たっての障害年金等の給付状況の確認
- ③ 児童扶養手当の認定に当たっての公的年金の受給状況の確認
- ④ 各種公的年金給付に当たっての雇用保険の受給状況の確認
- ⑤ 障害年金の支給に当たっての労災障害給付等の受給状況の確認
- ⑥ 生活保護法に基づく各種扶助支給に当たっての他制度給付状況の確認

また、社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度(仮称)」について今後、検討を行うこととされているが、これまで番号制度が存在しなかったがゆえに実現が困難であった新たな制度の検討が期待される場所である。

(イ) 所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務(申告書の処理、調査等)に個人番号及び法人番号を活用する。

整備法案による改正後の国税通則法等により、既存の申告書・法定調書等の記載事項に個人番号等が追加されることとなるが、このことにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、個人番号等を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資することとなる。

(ウ) 災害時の活用に関するもの

災害時の個人番号の活用に関しては、番号利用法案別表第一では、災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務等一部に限られているが、先般、中央防災会議防災対策推進検討会議において公表された報告書¹では、個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるとともに、社会保障・税番号との関係を一層明確化し、同番号の活用による住民負担の軽減を図るべきとしている。また、被災者台帳についても災害対策法制に位置付け、同番号との関係を明確化すべきとしており、さらなる活用に向けた検討がなされている。

¹ 中央防災会議 防災対策推進会議『防災対策推進会議報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～』(平成 24 年 7 月 31 日, p21)

(エ) 自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

国民が、社会保障・税に関する自分の情報や、利用するサービスに関する情報を自宅のパソコン等からマイ・ポータルを通じて容易に閲覧可能となり、必要なサービスを受けやすくなるなど国民の利便が高まる。

(オ) 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

国・地方公共団体等間で、申請等に必要な情報を適時にやり取りすることで、事務・手続の簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

番号利用法案により、所得情報等に関する証明書(所得証明書、納税証明書等)や住民票の添付が省略される手続が多数見込まれるところである。

また、医療機関におけるオンラインでの医療保険資格の確認により、レセプトへの資格情報の転記ミスや保険者の異動情報が確認できないこと等により生じている医療費の過誤調整事務の軽減が期待されるが、医療等の分野における個別法等の検討を踏まえ今後検討を行うこととされている。

(カ) 医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

医療・介護等のサービスの充実や質の向上は、国民生活の充実に直結するものであり、番号制度の下でできる限り多くの場面で用いることができるようにすべきものである。次のような事例について、医療等の分野における個別法等の検討を踏まえ今後検討を行うこととされているところである。

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を個人番号カードに一元化し、カードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

③ 地方公共団体における番号制度の利用

③-1 地方公共団体における特定個人情報の利用

地方公共団体における特定個人情報の利用については、下記のとおり整理することができる。

	番号利用法案別表第一に掲げる事務	地方公共団体の独自の事務
地方公共団体内の同一機関における特定個人情報の利用 (例)A 町税務課 →A 町福祉課	利用が可能	番号利用法案第6条第2項に基づき条例を制定すれば可能
地方公共団体内の執行機関間の特定個人情報の照会・提供 (例)B市長部局 →B市教育委員会	番号利用法案第17条第9号に基づき条例を制定すれば可能	番号利用法案第6条第2項及び第17条第9号に基づき条例を制定すれば可能
地方公共団体間、地方公共団体と国の機関等との間の特定個人情報の照会・提供	番号利用法案第17条第7号に基づき情報提供ネットワークシステムを通じて行えば可能 (番号利用法案別表第二に掲げる事務に限る。)	番号利用法案第6条第2項に基づき条例を制定し、番号利用法案第17条第13号に基づき個人番号情報保護委員会規則が制定されれば可能

③-2 個人番号カードの条例利用

「市町村の機関は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用することができる」(番号利用法案第56条第9項)とされており、個人番号カードは、住民基本台帳カードと同様に、条例を制定し、ICの空き領域に、市町村の独自のサービスのためのアプリケーションを格納することができる。

例えば、コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスのためのアプリケーションを市町村の独自のサービスとして個人番号カードの中に格納し、利用することが可能である。

③-3 マイ・ポータル

マイ・ポータルの具体的な方法については、今後、技術的な検討が行われる予定であるが、地方公共団体においてもプッシュ型のお知らせをマイ・ポータルに表示する等、様々な活用が考えられる。

(2) 番号制度の活用の具体的なイメージ

(1)節では番号制度の導入により実現すること、また実現できることを示した。これらについて、より具体的なイメージを持つためには、番号制度の導入前から、既に独自の住民番号を付番することで一定の行政サービスを提供してきた先進的な地方公共団体の取組が参考になる。

以下、6つの事例を住民情報の共有の方法によって以下の3つに分類し、インタビュー調査及び文献調査を実施した結果を紹介する。番号制度を導入すれば、他の地方公共団体においてもここで紹介する取組と同レベルの取組が実現可能となるのではないかと考えられる。

- ・ 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体(2事例)
- ・ 住民情報を時系列で共有している団体(2事例)
- ・ 住民情報を地理空間的に共有している団体(2事例)

また併せて、これらの先進的な地方公共団体の取組をもとに、番号制度がどのように活用できるか、その可能性について考察する。

① 先進的取組事例

①-1 住民情報を庁内組織横断的に共有している団体

①-1-1 総合窓口サービスの取組【調査対象団体:福岡県粕屋町】

(ア) 実施概要

粕屋町では、平成22年より来庁者に対するプッシュ型の総合窓口サービスを提供している。総合窓口では、総合窓口システムの導入により、「出生」、「引越し」、「就職・退職」、「死亡」、「婚姻・離婚」、「入園・入学」などのライフイベントに伴い自治体の窓口で行わなければならない手続の際に、当該住民の状況により申請をすれば受けることが可能な行政サービスを当該住民にお知らせし、住民サービス向上と業務の効率化を実現している。

例えば、「出生」の場合、当該住民に対し、戸籍の出生届に派生して児童手当の申請手続、乳幼児医療証の交付、出産一時金や母子保健サービス等の一般的に利用できるサービスの説明を行う。さらに、粕屋町では、これらの手続や説明に加えて、総合窓口システムにより、本人の同意を得て、出生届をした住民世帯の国民健康保険の加入状況、住民税の課税状況、生活保護の被保護状況などを確認し、国民健康保険加入者の場合は、子どもの国民健康保険の加入手続や出産一時金の申請受付を合わせて行い、住民票の発行までをワンストップにてその場でできる仕組みを実現している。

「引越し」の場合、転入届のために来庁した人に対して、庁内に当該住民の情報を保有していないため、事前ヒアリングシートを記入してもらうことになっている。

住所変更に伴う手続に際しては、家族に子どもや高齢者、障害者、要介護認定を受けた高齢者がいるかの確認、健康保険の種別、年金の加入・受給状況、自動車・バイクの所有状況、税・水道料金等の納入状況などを確認した上で、必要な手続と受けられるサービスを案内・提示し、住民の選択に基づき手続を行っている。例えば小中学生の子どもがいる場合、転入手続の際に総合窓口において転入学通知書を交付できるため、当該住民は教育委員会に転入手続に行く必要はなく、直接転入先の学校に行けば済むことになっている。また「転出」の場合、例えば転出する一人親世帯に対し、転出先で児童扶養手当や一人親医療費助成、保育所入所や福祉サービス申請に課税証明書が必要である旨案内し、交付している。これにより、当該住民の転出先での手続がスムーズになるばかりか、転出先からの課税証明書請求に郵送等にて対応する必要がなくなり、当該住民の利便性の向上や事務の効率化が図られている。

「退職」の場合、例えば企業を辞めて国民健康保険の加入手続に来庁した住民に対して、総合窓口において年齢を確認し、60歳未満であれば国民年金の変更手続が必要である旨を伝える。また、遺漏しがちな手続として扶養配偶者が60歳未満の場合の被扶養者の資格変更手続があるが、扶養家族の年齢も総合窓口にて確認できるため、該当者には資格変更手続が必要である旨を伝え、年金手帳を持参していれば総合窓口で手続が完了する。

「死亡」の場合、死亡届の届出者に対して、国民健康保険や後期高齢者医療保険の喪失手続、年金の手続や介護保険、税の清算、国民健康保険被保険者には葬儀費用補助が可能なことなどを総合窓口にて説明する。死亡届の届出者が死亡者のこれらの行政サービスの加入状況や受給情報を把握していないことによる手続漏れや、知っていれば受けられる行政サービスを受けられないケースが他のイベントより発生しがちであり、行政側から必要手続を提示する総合窓口の導入効果は大きいといえる。

(イ) 効果

住民は、出生、引越し、退職、死亡等があった際に必要な届出手続について、必ずしも全てを把握しているわけではない。特に住民異動、戸籍、国民年金、税等については、住民が気づかず手続の漏れが発生し、未届けになることが多々ある。遡及手続の場合、確認により多くの時間を費やさなければならないため、総合窓口の導入による庁内情報連携により、行政の側から住民に対し、必要となる手続や受けることができる行政サービスを知らせることで、手続の漏れや未届けを防止することの効果は大きい。

また、業務、係ごとに手続を行っていたのに比べ総合窓口の導入により、手続

時間が短縮され、申請や届出に来庁した住民にとっても職員にとっても手続きにかかる時間の短縮効果が見られる。加えて、行政側は、住民に対して行っていたヒアリングや各種制度の対象者であるかどうかの確認の手間と重複処理を削減することができるため、行政事務の効率化が図られている。住民にとっては、あるイベントに伴って必要な住所や名義の変更、資格の喪失手続きが届出と一括で行えることも効率的で効果が大きい。

このように総合窓口システム利活用によるワンストップサービスにより住民利便性が向上し、住民視点の行政サービスとして満足度がアップしていることは、窓口アンケートの結果にも顕著に現れている。

(ウ) 実現するための仕組み

総合窓口システムは、統合データベースと一体となった連携システムを介して各種業務システムと連携している。なお、全ての業務システムが地域情報プラットフォームで規定している仕様に準拠して構築されている。住民には粕屋町独自の識別番号(内部管理番号であり、住民には通知していない)を付番している。

総合窓口では、来庁した住民の4情報を確認することにより識別番号を特定し、識別番号を用い、連携システムを通じて関係各部署のシステムに情報照会することにより、住民の情報を把握する仕組みとなっている。把握した情報を元に、総合窓口システムを通じて当該住民が利用可能なサービスと必要な手続きを表示させることができる。住民の希望によりサービス利用申請や必要な手続きを行う際は、総合窓口システムから当該業務システムに連携する。

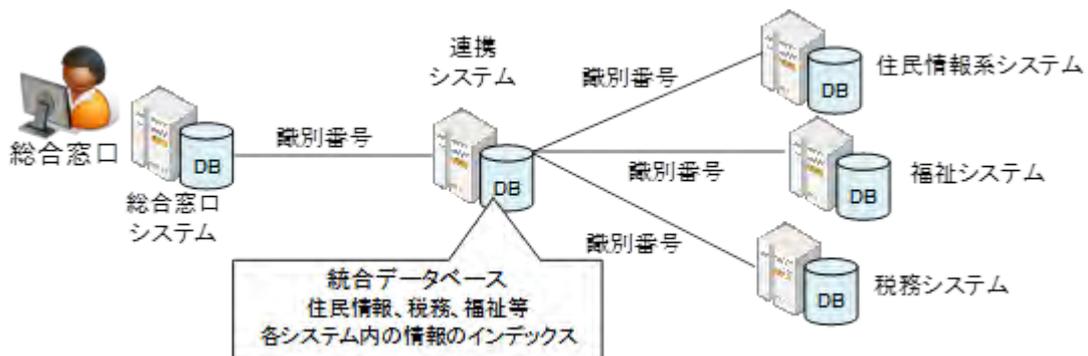


図 1.2-1 総合窓口システムによる情報連携の仕組み

①-1-2 福祉保健総合相談室【調査対象団体:神奈川県藤沢市】

(ア) 事業概要

藤沢市では昭和50年代から、転入届の際、国民健康保険や当時市町村事務であった国民年金の加入手続きを本人の希望があればその窓口にて同時にできるよう、帳票にて希望手続きを確認し、その帳票を複写して担当課に渡すことにより

希望する手続が同時に行えるよう工夫していた。その仕組みは、次第に電子化され昭和 61 年からは市内 11 箇所の市民センターにて本庁舎と同じ手続ができるようになっていく。

一方、福祉関係については、所得制限のある制度が多く、また原則として重複受給が許されないため、サービスの受給状況や所得を確認する必要がある。藤沢市では、制度ごとに相談窓口を設けていたため、住民の福祉サービスの受給状況を各相談窓口職員が共有することができず、相談対応に時間がかかっていた。そこで、平成5年に「福祉相談システム」を、平成9年には住民台帳情報や所得税情報などとも連携可能とした「保健福祉総合システム」を導入して、住民の各種福祉制度に関する受給状況を管理できるようにし、福祉に関する相談をすべて福祉保健総合相談室等（本庁舎の福祉保健総合相談室及び 12 箇所の地区福祉窓口をいう。以下同じ。）で受け付けることとした。福祉保健総合相談室等では、相談者本人の同意を得たうえで相談対応の際に職員が住民の各種福祉制度に関する受給状況の情報を活用できるようになっている。これにより、例えば高齢者に対する生活支援型のデイサービス、ホームヘルプサービス、給食サービスなどの市独自事業の申請については、庁内での情報連携により必要な情報を入手することで一箇所で行うことができるようになっている。さらに庁内での情報連携により得られる情報を活用して、高齢者いきいき事業の対象者に対して申請書を郵送するなど、プッシュ型の情報提供も行っている。

(イ) 効果

庁内連携による福祉関係の相談窓口の一本化と添付書類の廃止により、福祉保健総合相談室等では、住民の各種福祉制度に関する受給状況を証明する書類の確認及び保管のコストが削減できるほか、証明書を発行する窓口では発行のコストが削減できるなど、行政事務の効率化が図られている。また、このことは住民にとっても相談や申請手続のたびに各種福祉制度に関する受給状況の確認を求められたり、そのことを証明する証明書交付のために別の窓口に行く必要がないため、利便性が向上している。

(ウ) 実現するための仕組み

保健福祉総合システムは、福祉保健総合相談室等における相談・申請の記録・受付を行うシステムである。福祉保健総合相談室等では、市民の氏名、住所等の情報から本人を特定し、福祉制度の受給状況、過去の相談記録等を参照することができる。

保健福祉総合システムは、受給状況や過去の相談記録、所得情報(定期的に

課税情報を取り込んでいる)を保持するとともに、住所情報のように異動のある情報については都度、住民番号を用いて住民基本台帳と連携して把握する仕組みとなっている。

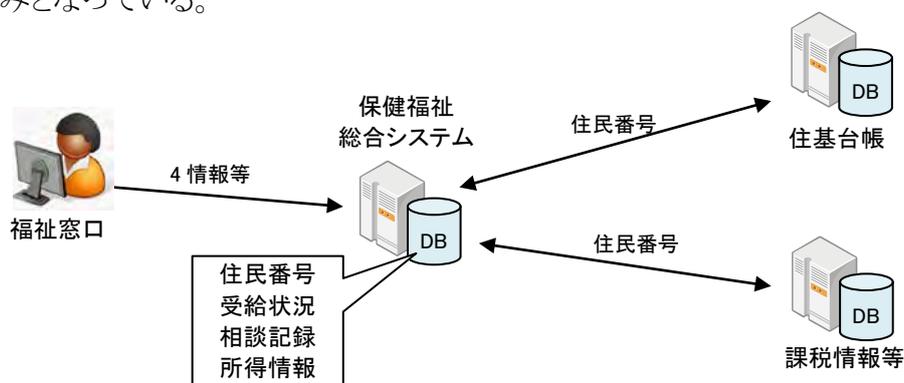


図 1.2-2 保健福祉総合相談窓口における庁内連携の仕組み

①-2 住民情報を時系列で共有している団体

※ 地方公共団体は、番号利用法案第6条第2項の規定により、医療に関する事務であって条例で定めるものの処理に関し個人番号を利用することができるが、一方で医療分野における特別法の検討が進んでおり、その状況を踏まえる必要がある。

①-2-1 Web 健康手帳【調査対象団体:岩手県遠野市】

(ア) 実施概要

遠野市では、医師不足に起因する住民の健康・妊娠・出産への不安を解消するとともに、住民自身による健康づくりのために、健康情報をサーバ上で管理し、住民がインターネットで閲覧し、書き込みできる Web 上の健康手帳を運用している。妊娠中から子どもが 18 歳になるまでを「すこやか親子電子手帳」、19～64 歳を「すこやか健康増進電子手帳」、65 歳以上を「すこやか長寿電子手帳」としている。

「すこやか親子電子手帳」は、妊婦の主治医の指示の下、遠野市の助産師がモバイルCTG²による遠隔妊婦健診を実施し、その健診データを記録し、時系列でグラフ化表示することや、出産後の乳児や母親の健診結果、子どもの予防接種の結果、成長の記録などを保護者が自由に書き込み、閲覧できる仕組みとなっている。家族をゲスト登録することで、遠隔地に住む家族も情報共有できる。

助産師による健診結果は、主治医ほか連携医療機関の医師も閲覧可能になっており、妊産婦に異常があった場合には、入院した医療機関で検査することなく基礎的なバイタルデータに基づいた処置ができる。

² 胎児心拍数検出装置。

「すこやか健康増進電子手帳」「すこやか長寿電子手帳」は、遠野健康福祉の里、地区センター等で実施しているICT健康塾³での測定結果や市が実施する健康診断結果が自動的に入力されるほか、自分で測定する日々の血圧や体重、歩数などをマイページにて記録・管理できる仕組みである。健康クラブに入会すると、会員同士で体重や血圧などの測定結果を月ごとにグラフ化し、ランキング結果を公開(氏名は登録ユーザ名を表示)する機能もある。

(イ) 効果

健康情報をデータ化して保管することにより、健康情報の再利用が可能となり、連携医療機関への提供や地域の医療特性に合わせた保健活動や地域医療計画の策定など、健康情報の活用の方が広がるという効果がある。特に高齢者の健康維持のためには、高齢者自身が自分の健康状態を知り、同じような症状を持つ者同士で励ましあって健康管理に努めたり、一人一人のバイタルデータに合わせた健康指導をしたりすることにより、重症患者を減らすことができる。

(ウ) 実現するための仕組み

Web 健康手帳情報は、18 歳以下の「すこやか親子電子手帳」と、19 歳以上の「すこやか健康増進電子手帳」「すこやか長寿電子手帳」の2つのサーバに分けて管理している。Web 健康手帳には、住民自身が情報を書き込めるマイページがあり、利用者がマイページへアクセスする場合は、ログイン ID とパスワードで本人認証を行っている。マイページでは市が保管した健診データも閲覧可能である。

市が保管した健診データと Web 健康手帳のマイページの情報は、住民基本台帳番号から生成した遠野市独自の共通 ID により、内部システムでログイン ID と連携させている。

³ 週に1回程度、地区センター等の集会施設に集まり、血圧や体重、体組成などを計測するほか、テレビ電話を使った健康管理士による遠隔健康相談、医師による遠隔健康指導を実施するサービス。

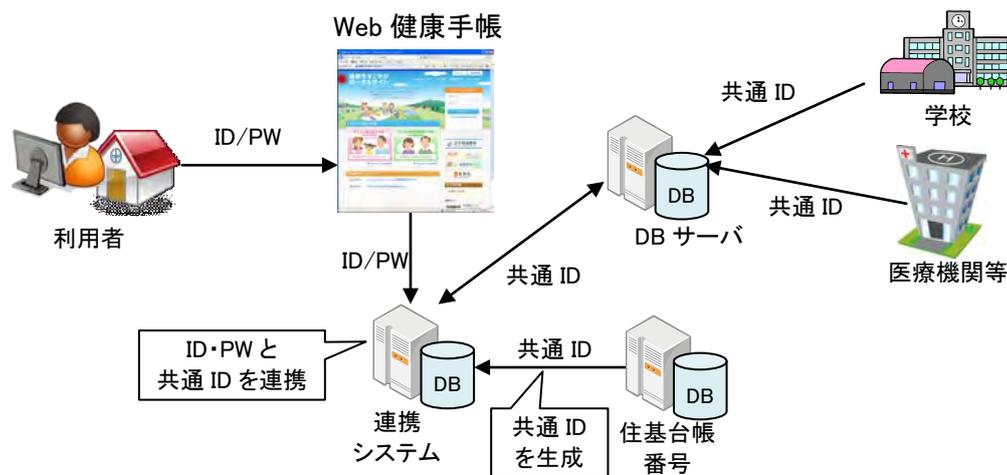


図 1.2-3 Web 健康手帳の仕組み

①-2-2 生活習慣病予防【調査対象団体:滋賀県長浜市】

(ア) 実施概要

市民の0(ゼロ)次予防に取り組む長浜市では、平成19年より遺伝子分析を含む疫学調査から得られる成果を生活習慣病等の予防に活用して個人の体質に合った健康づくりなどの開発につなげることを目指し、京都大学大学院医学研究科と共同で、市民1万人を対象に0次健診を実施し、遺伝子解析を含む疫学調査を継続している。

生活習慣病等の原因をゲノム(全遺伝情報)から解き明かすには、10年以上にわたる追跡調査が必要なことから、長浜市独自の住民管理番号に0次検診の匿名化番号を対応させ、一人一人の遺伝子情報、5年ごとの健診結果情報、市内医療機関における診断結果等を管理しようとしている。

(イ) 効果

住民の健康状態を本人の遺伝子情報とともに保管し、長期に分析可能とすることで、疫学調査から得られる成果を生活習慣病等の予防に活用できる。

(ウ) 実現するための仕組み

0次健診結果とその後の健診結果は、長浜市全体で使用している7桁の住民管理番号と0次検診の匿名化番号を用いて管理している。0次検診結果は医学的に有用と立証されている結果のみ京大から市へ返却されており、研究途中のものや遺伝子解析結果は含まれていない。

住民管理番号の発行は、出生や転入により市民登録された時点で実施してい

る。また、転入時には、氏名・生年月日等から過去に長浜市民だったことが確認できた場合は、過去の住民管理番号を再利用している。

当該事業の実現・成功のためには、個人のゲノムデータ等の情報が安全に管理され、市民からの信頼を得ることが重要となる。長浜市では、国の指針⁴の精神を尊重しつつ、長期にわたり継続して事業を実施する上での普遍的な原則を定めたものとして、「ながはま0次予防コホート事業における試料等の蓄積及び管理運用に関する条例」の制定を行った。条例においては、事業の進め方、個人情報や試料等の管理責任ルール、ながはま0次予防コホート事業審査会の設置等を定めている。当条例に則り、分析等のために健診データを外部機関（検査機関、京都大学）へ提供する場合は、長浜市独自の住民管理番号と対応させた匿名化番号によってデータの匿名化処理を行っている。

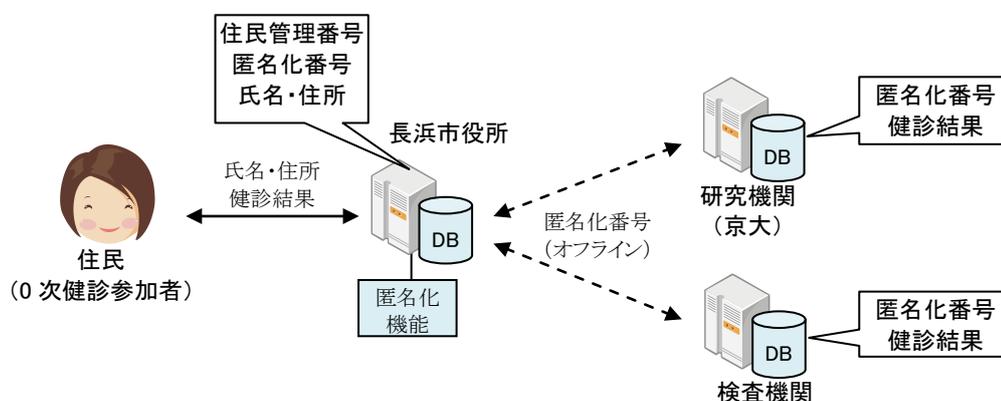


図 1.2-4 0次健診等健康データ連携の仕組み

①-3 住民情報を地理空間的に共有している団体

①-3-1 被災者台帳【調査対象団体:兵庫県西宮市】

(ア) 実施概要

西宮市は、昭和 36 年に全国で最も早い時期に自治体情報化に取り組み、職員が自ら情報システムを開発・導入してきた。昭和 50 年半ばには、全ての業務システムが宛名リンク番号（後に住民統一番号と改称）により情報連携可能となっていた。また、同時期に GIS にも取り組み始め、住民記録マスター等行政情報システムにおける日常業務データと GIS とを連動させた「西宮市位置座標方式」⁵の利用も進んでいた。このため、市街地のほぼ全域が被災し、市庁舎も大きな被害を受け、情報システム機器・ネットワーク回線も大きなダメージを負った阪神淡路大

⁴ 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）

⁵ 「LASDEC 電子自治体ベストプラクティス GIS 等の利活用事例」

<https://www.lasdec.or.jp/its/bestpractice/21gis/a13.html>

震災(平成7年)においても、市の日常業務の復旧と合わせて、被災者を支援するシステムを構築することが可能となった。また、被災者台帳をベースとする「震災業務支援システム」とGISとの連動による、全壊世帯の分布図・状況図、避難所分布図、共同住宅の危険度判定図、死傷者分布図をはじめ、家屋の復旧・復興状況図等を作成することが可能となった。震災直後の復旧最中に西宮市がいち早く自前で構築した「被災者支援システム」は、被災の経験と教訓、情報化のノウハウを活かして汎用Webシステムとしてリニューアルされ、財団法人地方自治情報センターにより、全国の地方公共団体に無償で公開・提供されている。

(イ) 効果

災害復旧、復興時には、被災者への「罹災証明書」、被災住家の所有者への「被災住家等証明書」の発行、さまざまな義援金の給付、生活支援金の給付や貸付管理など、被災者支援に関係する各種業務が発生する。震災業務支援システムを活用すれば、住民の属性情報と住家の情報を紐付けることができ、刻一刻と変化する被災者の状況や住家被害状況を、効率的に記録、更新することができるため、災害復旧、復興時に必要な業務を円滑に遂行することが可能となる。また復興計画の策定にあたっては、家屋の復旧・復興状況図等、関係者全員で地域に関する情報を地図を用いて共有し、検討することが可能になるだけでなく、見える化が図られ、住民への説明時に地図を活用することで住民の理解を得やすく満足度も向上すると考えられる。

(ウ) 実現するための仕組み

当該システムは、住民統一番号をキーにして、発災日の住民記録・外国人登録マスターから被災住所・世帯構成員をインポートすることにより、自動的に被災者台帳を作成する。この発災日の被災者台帳に職員が調査した被災世帯及び住家の被害状況を入力して情報の更新・整備を行い、罹災証明の発行や義援金の配布など被災者支援業務を遂行する。さらにこれらのデータベースが住民統一番号にて他の行政情報システムと連動しており、その後の住民の医療・福祉・教育や各種税関連業務に反映され、大きな効果を発揮する。また位置座標情報(住所辞書)をキーとしてGISと連動可能である。

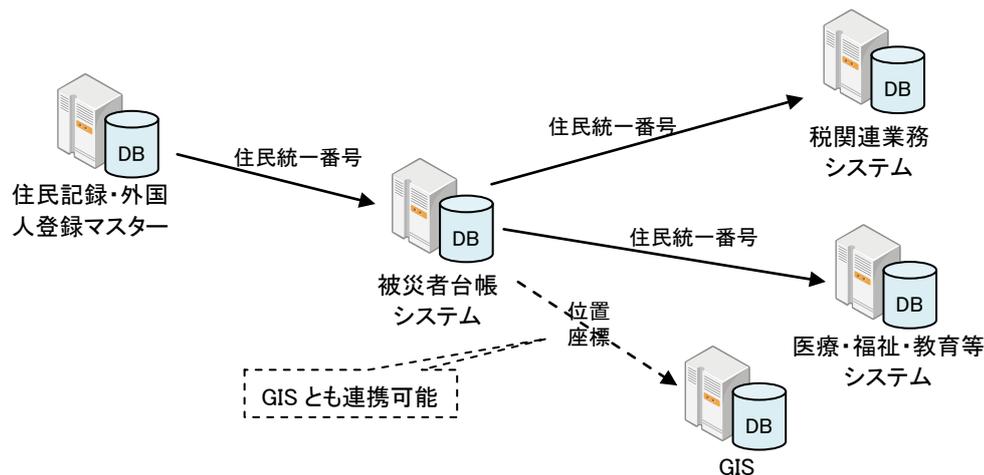


図 1.2-5 西宮市の被災者台帳システムの情報連携の仕組み

①-3-2 統合型 GIS 【調査対象団体:千葉県浦安市】

(ア) 実施概要

浦安市では、道路管理、固定資産、都市計画などの分野で活用する地理空間情報の重複整備を回避するとともに、地図をプラットフォームとした情報の共有化を推進するために、平成 12 年度に共用空間データベースを整備した。その上で、各業務システム共通の住所情報をキーとして庁内情報を地図上で集約・可視化している。例えば、共用空間データベースを背景図として、住民記録データ等と連携し匿名化して作成した「年齢別分布マップ」や「推計人口マップ」を庁内で活用するほか、公開可能なデータをインターネット上で一般に閲覧可能とする Web-GIS「e-まっぷ・システム」⁶を平成 14 年度に構築し、都市計画マスタープランを住民に公開して意見募集を行うなど、住民の声を政策に活かすことに役立っている。

※ 浦安市については、独自の住民番号を付番しているわけではないが、番号制度の導入により発展可能性があると考え、先進事例として取り上げた。

(イ) 効果

都市計画図は5年に1回見直しを実施しているが、共用空間データベース整備前では他課のデータを利用するという観点がないため、過去5年間の異動判読なども含めて調査しデータ整備していたが、共用空間データベースが整備されたことにより、道路(市道データ)や土地・家屋データの利用が可能となったため、約 1,200 万円の削減効果を得ることができた。

また、共用空間データベース整備後に構築した建築指導支援システム、住居

⁶ e-まっぷ・システム <http://itpro.nikkeibp.co.jp/free/NGT/govtech/20050721/165067/>

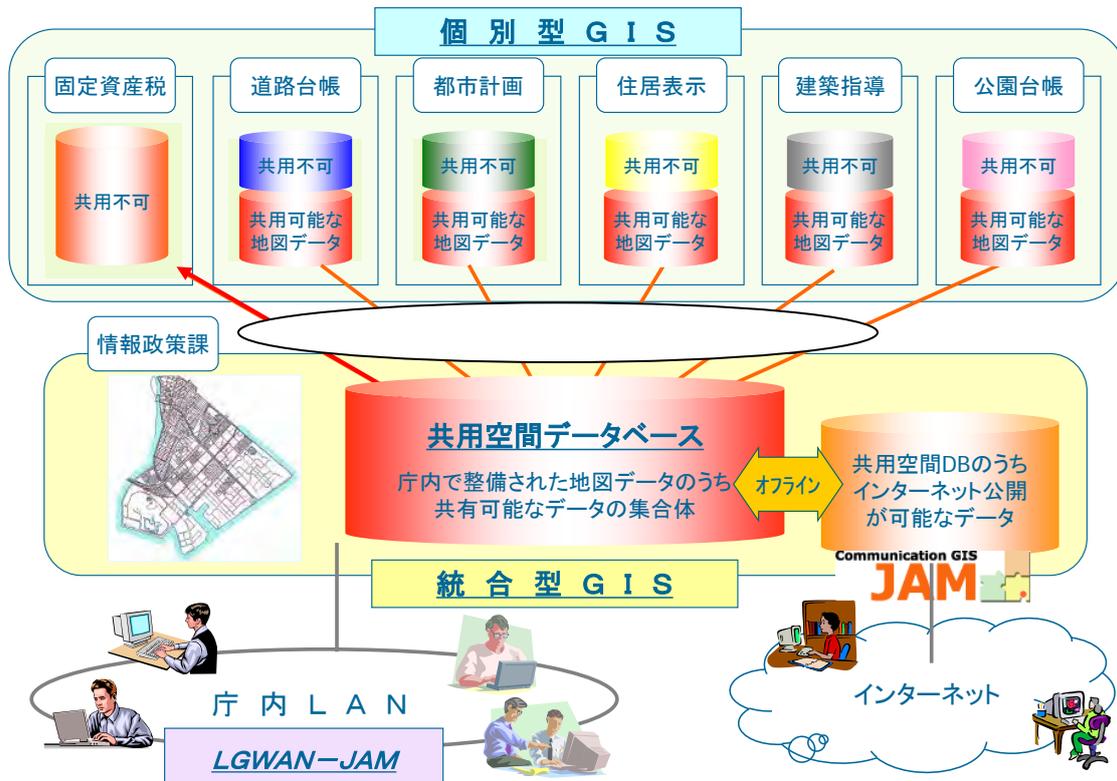
表示台帳システムなどについては、背景図を別途作成する必要がなく、6,000万円以上の削減効果を生んだと試算されている。

浦安市のGISは、住民記録データともリンクをしており、東日本大震災では、下水道の使用制限区域における対象住民の迅速・的確な把握にもその威力を発揮した。

なお、現在の住居表示台帳は、住民記録データと家屋等建物を住所情報にて紐付けているが、個人を特定する全国共通の番号があれば、家屋等建物や土地に対する固定資産税の賦課先情報の正確な把握に活用できるものと考えられる。

(ウ) 実現するための仕組み

浦安市では、情報政策課主導の下、常に地図上での情報共有を推進することが全庁的に合意されており、庁内で使用する共通的な地図データである「共用空間データベース」を整備し、さらに、住民記録データや各課で活用されている空間データと共有できる仕組みを作っている。



(浦安市資料(www.jasminesoft.co.jp/gisao/2009/)をもとに作成)

図 1.2-6 庁内のGISデータベースを活用した情報連携の仕組み

② 先進事例における番号制度の活用可能性についての考察

番号利用法案等が施行され、番号制度が導入されることとなれば、①に記載した6事例はさらにどのような発展の可能性があるのか、これらの事例を通じて番号制度の活用の可能性について次に掲げる4つの観点から考察する。

- ②-1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理
- ②-2 他団体との情報連携によるサービスの向上
- ②-3 個人番号カードを活用したより確実な本人確認
- ②-4 プッシュ型のお知らせ

②-1 個人番号を活用した、より正確で確実な情報管理

②-1-1 継続的な状況把握

総合窓口サービスを導入している粕屋町において、ある住民が粕屋町を転出後、再び粕屋町に転入した場合、粕屋町が当該住民の転出前にどのような行政サービスを受けていたのか等の状況を粕屋町が把握した上で対応することができれば、当該住民に対し、転出前に受けていた行政サービスを提示して利用希望を確認することができる。仮に、当該行政サービスを希望する場合には転出前の申請情報を再利用して手続を簡略化するなど、住民にとってより利便性が高く、粕屋町にとっても業務を効率化することができると考えられる。

しかしながら、粕屋町の現在の総合窓口システムにおいては、転出前の住民と転出後の住民が同一であることの確認に手間がかかっている(転入時の事前ヒアリングシートから従前の住所等手がかりとなる情報をもとに確認等を行っている)。例えば、住民の転出後も一定期間介護保険に係る情報を保有しておいた場合、介護保険法に基づく給付に関する事務が番号利用法案別表第一の68項に規定されていることから、個人番号カードにより本人確認及び個人番号確認をすることにより、その期間内に再度転入した住民に対して転出前の介護保険給付申請情報を再利用したサービス案内や申請書を提供することができる。また、市町村独自の高齢者向けサービスの場合は、番号利用法案第6条第2項の規定により、当該事務を条例で規定することにより、個人番号カードにより本人確認及び個人番号確認をすることにより、介護保険と同様のサービス案内や申請書の提供が可能となると考えられる。

このことは、高齢者向けのサービスだけでなく乳幼児や障害者に対する医療費助成サービスなど、市町村独自の児童福祉や障害者福祉サービスについても同様に番号利用法案第6条第2項の規定により、条例を定めることで従前の情報を再利用することが可能となると考えられる。

長浜市においても、同様のことが考えられる。長浜市においては、現在、0次健

診結果データ等の健康情報を市独自の住民管理番号を使って管理している。一度転出した後に再度長浜市に転入した場合は、転入手続の際に氏名、生年月日、従前住んでいた住所等を聞き取り調査し、過去に長浜市民だったことが確認できた場合は過去の住民管理番号を再利用することで、0次健診結果データ等の連続性を確保している。しかし、婚姻等による氏名の変更や住所情報が不正確である場合には、同一人物であることの確認に手間がかかっている。医療分野における特別法の検討状況を踏まえる必要があるものの、番号利用法案第6条第2項の規定に基づく条例により健康情報の管理を個人番号で行うことができれば、転出入を繰り返した場合における住民の健康情報の本人特定にかかる業務負担の軽減が可能となると考えられる。

②-1-2 より効率的な名寄せ

これまで個人番号がなかったため、住民から申告や申請のあった情報を過去の情報と紐付けを行ったり、他の機関を経由してくる情報の名寄せを行うのに、氏名・住所等の4情報により行っていた業務は多い。これらの業務では、個人番号を利用することにより、より効率的な名寄せが可能となる。

例えば、市町村は、個人住民税の課税において、税務署への源泉徴収票の提出を要しないとされている支払金額 500 万円以下の場合も、給与支払報告書の提出を受けることになっているが、年途中で転職したり、複数の給与支払者から給与を受けている住民の給与支払報告書や確定申告の情報を名寄せすることが個人番号を利用することにより効率的となる。このことにより、より正確に所得情報を把握することができ、社会保障サービスのより公平な給付や適正かつ公平な課税に資することになると考えられる。

②-1-3 他市町村の住民への展開

長浜市においては、市独自の住民管理番号は、長浜市の住民にのみ付番されているものであるが、京大病院及び長浜市内の総合病院には彦根市や米原市など近隣市町村から通っている患者も多く、近隣市町村の住民で0次予防に関心のある住民が長浜市の0次予防の取組に参加できないのが現状である。

医療分野における特別法の検討状況を踏まえる必要があるものの、番号利用法案第6条第2項の規定に基づく条例により健康情報の管理を個人番号で行うことができれば、他市町村の住民の利用が可能となると考えられる。

②-1-4 新たな情報収集による政策の高度化

市町村は、住民の健診や特定健康診査を実施しており、その健診等結果情報

を保有しているが、遠野市や長浜市のように、それらの結果情報を再利用しているところは少ないのではないかと考えられる。医療分野における特別法の検討状況を踏まえる必要があるが、市町村が個人番号を利用して健診等情報を電子的に保管し再利用できれば、市町村において健診等情報を活用した高度な健康福祉施策を展開することが可能であると考えられる。

また、大規模災害が発生すると、個人番号カードを消失してしまう可能性が少なくなく、本人確認をする手段が失われる場合がある。この場合、番号利用法案第6条第2項の規定により市町村が条例を定めることにより、本人の同意があれば、例えば顔写真の情報を安全な形で市町村が保有し、発災直後の行政手続において本人確認のための情報として利用することも考えられる。

②-2 他団体等との情報連携によるサービスの向上

②-2-1 さらなる添付書類の削減

現在、庁内連携を行うことにより藤沢市は添付書類の削減に取り組んでいる。しかし、番号利用法案に規定する情報提供ネットワークシステムを活用し、庁外の機関と情報連携することで、添付書類を一層削減することが可能であると考えられる。

例えば、国民健康保険は、被用者保険の被保険者でない住民をその被保険者とする制度であることから、企業を退職した者が国民健康保険に加入するためには、社会保険資格喪失証明書、退職証明書又は離職票等、被用者保険の被保険者でなくなったことを証明するための書類を添付する必要がある。番号利用法案別表第二の45の項の規定により、情報連携を行うことで、これらの書類の添付を削減することが可能であると考えられる。

また、藤沢市は、所得制限がある神奈川県の小児医療費助成制度を受けられない者についても、市独自の小児医療費助成を行っている。県と市の小児医療費助成制度の重複受給を防ぐため申請者が県の助成制度で設けている所得制限に該当しないかどうかを確認する事務が発生している。例えば、他市町村在住時に出産し藤沢市に転入した住民が申請する場合は、当該他市町村(転出元市町村)が発行する所得証明書の提出を求めている。この場合、申請者は転出元市町村に所得証明書を取りに行かなくてはならない。同時に、転出元市町村では所得証明書を交付する業務が発生している。加えて、転入先の藤沢市の申請窓口でも、申請者が用意すべき所得証明の年度を誤らないよう、申請の相談に窓口を訪れた住民に対して、転入日と子どもの生年月日を確認し、必要な所得証明書類の年度を回答するなど入念な説明を行う手間がかかっている。番号利用法案第17条第13号の規定により、藤沢市独自の小児医療費助成のために他市町村の所得情報を情報連携することができるよう個人番号情報保護委員会の規則に定めることができ

れば、転入先、転出元双方の行政事務の効率化及び住民サービスの向上につながると考えられる。

このような小児医療費助成のほか、障害者やひとり親家庭に対する医療費助成、特定疾患治療研究事業、不妊治療費助成など、住民のニーズが高く全国的に実施されている地方単独事業等についても、同様の活用方法があると考えられる。

②-2-2 さらにる手続ワンストップ

現在、粕屋町では、転入手続のために来庁した住民に対して、事前ヒアリングシートにて前住所地における国民健康保険・介護保険の加入状況や児童扶養手当・生活保護の受給状況を確認している。しかし、国民健康保険又は介護保険の加入申込や、児童扶養手当又は生活保護の受給申請には世帯所得の把握が必要なため、前住所地市町村が発行する課税証明書等の提出を求めている。

番号利用法案別表第二の 43 の項(国民健康保険)、95 の項(介護保険)、58 の項(児童扶養手当)及び 26 の項(生活保護)により、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を行うことが可能となれば、転入先市町村において国民健康保険、介護保険の加入申込や児童扶養手当、生活保護の受給申請に必要な情報が入手できるため、これら申請手続を転入届と同時にできるようになる。

②-2-3 事務の効率化

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律案」が、7月 31 日に国会に提出され、消費税率が 10%に引き上げられる際に、所得の額が一定の基準以下の基礎年金受給者に年金生活者支援給付金が支給されることとされている。

この法案では、市町村は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務に関して、厚生労働大臣から求めがあったときは、収入の状況に関して必要な情報の提供を行うものとする一方で、番号利用法案別表第二を改正し、厚生労働大臣は情報提供ネットワークシステムを通して市町村長から地方税関係情報等の提供を受けるとしている。

現状では、市町村から国に所得情報を提供する場合、当該所得情報が誰の情報であるかを正確に特定できる基盤がないため、市町村側も国側も膨大な事務量が発生すると予想されるが、番号制度が導入され、情報提供ネットワークシステムが整備されれば、この事務を大幅に効率化することが可能となる。

また、将来的には、情報連携をすることにより、市町村が現在、コストをかけて行っている各種調査が大きく効率化する場合があると考えられる。例えば、市町村では、固定資産税の賦課に必要な土地・家屋の所有者情報を地方法務局等より入手している。しかし、登記情報は電子化されてはいるものの、受け取った市町村の住

民情報システムとは異なる文字コードである場合もあり、システムで自動的に紐付けを行うことができないことが多い。

登記情報は登記が行われた時点での情報であり、住所表記や氏名の変更を反映したものではないため、所有者を特定するために住民台帳の住所、氏名と照合させ、候補者を抽出した上で一件一件確認するという手間がかかっている。特にその所有者が当該市町村の住民でない場合は、所有者の居住する市町村に問い合わせなくては所有者を特定できない。もし所有者が登記時点とは別の市町村に転出した場合には、登記時点の住所地に転出先を確認する必要があり、異動を繰り返した場合、正確に捕捉できないケースも発生している。

将来的に情報提供ネットワークシステムにより登記情報が情報連携可能となれば、市町村が土地・家屋の所有者情報を受け取った際に、所有者の特定にかかる事務が正確かつ効率化されるものと考えられる。

②-2-4 情報連携による政策の高度化

医療分野における特別法の検討状況を踏まえる必要があるが、遠野市や長浜市のように市町村が保有する健康情報について、近隣市町村も同様の取り組みを行うことが可能となれば、より多くの健診データ、診断データが収集できるものと考えられる。

また、川口市では、災害発生時における速やかな要援護者の救助等のため、要援護者の住所情報をGISと連携させ、地図上で把握できる仕組みを構築している。医療分野における特別法の検討状況を踏まえる必要があるが、要援護者の健康情報や治療・投薬情報等と情報連携することができれば、速やかな救助とともに、必要な治療や薬品の準備等に役立てることが可能になると考えられる。

さらには、これらの情報を匿名化して全国レベルで収集することができるようになれば、健康維持・増進の研究等のために活用することが可能となると考えられる。さらに医療機関が保有する診断情報等と連携させることができれば、予防医学や治療、投薬の効果検証に役立てることができるのではないかと考えられる。

②-2-5 情報連携による共同処理への活用

浦安市が作成している「年齢分布マップ」や「推計人口マップ」は、同一市町村に閉じたものではなく、住民の動線や行動範囲に即して行政区域を越えた広域で作成し、共同で管理・運用することで住民の利便性が向上すると考えられる。特に浦安市のように通勤通学その他に鉄道を利用して首都圏や近隣市町村に通う住民が多い市町村においてはその効果が高い。

例えば、公立保育所、認可保育所に通っている乳幼児の情報は、その保育所を

運営または認可している市町村が保有している。番号利用法案第 17 条第 13 号の規定により個人番号情報保護委員会の規則に定められ、これらの情報を情報提供ネットワークシステムにより情報連携し、保育園児のいる家庭の居住地、保育所、勤務先を結ぶルートマップを作成することができれば、共働き家庭への支援サービス等を市町村共同で広域に提供でき、住民のニーズに沿った施策を低コストで実現できると考えられる。

②-3 個人番号カードを活用したより確実な本人確認

②-3-1 より正確かつ円滑な本人確認

粕屋町が総合窓口システムに取り組んだ背景には、手続を行う度に窓口において同じことを何度も聞かれることや書かされることが面倒であるという住民からの不満を解消しなくてはならないという思いと、少ない職員で効率的かつ効果的な窓口業務処理を行う方法を検討した結果、業務個別単位での窓口手続の見直しに着手したという経緯があった。多くの自治体がそうであるように、従前粕屋町が利用していた基幹系業務システムは業務単位に住民情報が紐付けられて管理・運用されていたが、総合窓口システムを含む新総合行政システム再構築後は住民個人単位で業務情報が紐付けられ、検索・閲覧等ができるようになっている。

しかしながら、現在粕屋町が利用している識別番号は住民に対して通知しているものではなく、行政内部で利用する番号である。そのため、総合窓口で本人を特定する場合には、顔写真つきの官公署発行の身分証明書の提示により本人確認を行った上で、4情報をその都度住民から聞き取っており、住民、行政双方にとってかなりの手間がかかっているのが現状である。

番号利用法案の施行に併せて、住民に個人番号を付番し、個人番号カードが悉皆的に交付され、総合窓口で行う業務において、個人番号カードの提示により本人確認及び個人番号の確認ができるようになれば、番号利用法案において利用することができる事務の範囲内で個人番号を利用して当該住民の情報を総合窓口システムから入手することができる。これにより、より正確かつ円滑に、情報のやりとりができ行政にとっては大きな事務改善になるほか、住民にとっては申請書に住所、氏名等の記入が不要になり迅速な窓口処理となるなど利便性を向上することができると考えられる。

②-3-2 より安全なログイン

現在遠野市では、Web 健康手帳に保存された市の健康診断結果を閲覧し、自分で測定した健康データや運動の記録などを書き込めるマイページへのログイン認証を、ID/パスワード方式で行っている。

整備法案による改正後の公的個人認証法により導入される、利用者証明用電子証明書を活用できれば、より安全な運用が可能になることに加え、個人番号カードに公的個人認証サービスが標準的に搭載されることにより、より多くの住民がこれらのサービスをより容易に享受することができると考えられる。

②-3-3 電子申請の利用増加

行政に対する各種申請を電子的に行うことが電子政府構築の一つの大きな柱であるが、現段階においては、申請を行う際の認証手段である電子証明書の普及が進んでいないことが、電子申請の利用機会が増えない原因になっていることは否めない。番号制度の導入に伴い、個人番号カードが多くの国民に交付されることになれば、個人番号カードに標準的に搭載される署名用電子証明書を利用して電子申請する機会がこれまでよりも格段に増加すると考えられる。

加えて、マイ・ポータルにより、本人の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付等の情報をプッシュ型でお知らせし、当該お知らせから必要な電子申請ができるようになれば、電子申請が容易に行えるようになり、利用機会が増加するものと考えられる。

電子申請の利用が増加すれば、窓口事務の効率化につながるほか、住民にとっても申請の手続の手間が省け、利便性が向上すると考えられる。

②-3-4 個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上

番号利用法案第 56 条第9項に基づき、市町村が条例を定めて独自に利用できる個人番号カードのICチップの領域に、市町村のスポーツ施設や図書館等繰り返し利用されることの多い公共施設の利用許可のためのアプリケーションを格納することにより、初回利用申し込み時の手間を削減できると考えられる。加えて、匿名処理をした上で、施設利用状況について集計することができれば、居住地域ごと、あるいは年代ごとの施設利用状況を分析することができると考えられる。例えば、浦安市のように統合型 GIS のデータベースを連携させて地図上に可視化することにより、施設の統廃合計画や道路環境整備計画を正確な利用データに基づいて全庁的合意の下に策定できると考えられる。また、これらの計画を住民に説明する際にも利用状況マップを活用することで住民の理解を得やすくなるものと考えられる。

②-4 プッシュ型のお知らせ

②-4-1 必要な手続についてのプッシュ型お知らせ

粕屋町のように総合窓口システムを導入することによって、市町村に来庁した住民に対してはワンストップでのサービスを提供することが可能であるが、来庁する必

要があるのかわからない、あるいは必要な手続を忘れている住民に対して、行政から情報提供や手続等を促すことはできない。また、手続の必要性を認識していても来庁することがなかなかできない住民もいる。

また、藤沢市のように、添付書類の削減が行われたとしても、仮に住民が必要な手続を失念してしまえば、番号制度を真に活用することはできないと考えられる。

マイ・ポータルについての今後の技術的な検討を踏まえる必要があるが、例えば、児童手当等、世帯所得が受給条件となる制度について、第2子の誕生により所得制限が緩和され受給条件を満たす者を課税台帳から抽出し、抽出された者に対して「申請すれば受給が可能である」旨、マイ・ポータルを活用してプッシュ型でお知らせをし、来庁を促すことも可能となると考えられる。さらに、例えば、子どもが誕生した世帯のうち、両親とも課税対象である場合は、子どもを保育所に預けて共働きを続ける可能性が高い。このような世帯に対しては、保育所の入所手続に関する情報をマイ・ポータルによりプッシュ型で情報提供することが可能になると考えられる。その際、居住地から最も通園に便利な保育所を紹介し、そこまでの通所ルートに合わせて提供すると住民利便性は一段と向上すると考えられる。

また、被用者が退職した際には、自分自身で国民健康保険への加入手続をしなくてはならないが、そのことを知らない、又は知っていても失念していることが、国民健康保険の手続漏れが多くなっている原因の一つと考えられる。また、企業等に就職し被用者保険に加入した場合、被用者保険の加入手続は会社が行うが、国民健康保険の資格喪失届は自分で届けなくてはならないことも、先と同様、健康保険の二重加入の原因の一つとなっている。市町村にとっては、被用者保険加入者に対して本来必要でない国民健康保険に関する督促を行うなどの事務負担が発生している。被用者保険に加入した場合は国民健康保険の脱退手続を、また資格を失った場合は国民健康保険加入手続を自分で行う必要があることを、被保険者に対してマイ・ポータルを通じて知らせることができれば、健康保険の二重加入や未加入という問題を減らすことができるのではないかと考えられる。

さらに、将来的に登記情報に個人番号が追加され、情報連携が利用可能になり、住宅の耐震改築工事を行う場合に経費の一部を助成する制度を地方自治体が独自に設けた場合、当該事務を防災に関する事務として番号利用法案第6条第2項の規定に基づく条例に規定すれば、登記情報から新耐震構造基準制定以前に許可した家屋を抽出し、当該家屋を所有する住民に対して、マイ・ポータルを活用して、助成制度の周知と助成金を活用した改築工事の検討を促すことができるのではないかと考えられる。

上記に加えて、プッシュ型お知らせは、広報のあり方についても大きな改善を促すきっかけになるものと考えられる。例えば、藤沢市では、予防接種や健診のお知

らせなどは、必ず広報誌及びホームページで案内している。しかし、読んで知っているでも予防接種を受けないのか、知らなかったために受けられなかったのかなど、広報の効果を把握できず、広報にかかる費用対効果やその妥当性を説明できないという課題を抱えている。乳幼児を持つ親に予防接種や乳幼児健診を受けるべき時期が近づいた時点で、その予定をマイ・ポータルで確実に伝えることで、住民にとって事前の準備が可能となり、利便性が向上すると考えられる。また、市町村にとっても、必要な人に必要な情報をピンポイントで知らせることを低コストで実現できるものと考えられ、広報費用の適正化にもつながるのではないかと考えられる。

②-4-2 審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ

手続の存在についてプッシュ型でお知らせし、申請を促すと同時に、申請後の審査等の過程のステータスについて、プッシュ型でお知らせすることが住民サービスの向上につながるものと考えられる。例えば、現在多くの被災地において、被災住民は罹災証明が交付されるまで被害認定調査の結果を確認できない状況にある。このため、罹災証明発行後に不服申し立てをするケースが多数発生している状況がある。マイ・ポータルについての今後の技術的な検討を踏まえる必要があるが、被害認定調査の結果や認定過程を、マイ・ポータルを利用して住民に対して情報提供することで、判定結果に対する住民の理解が得やすくなることが考えられる。

②-4-3 マイ・ポータルとの連携による相乗効果

プッシュ型お知らせをきっかけに、住民がマイ・ポータルを見た際、さらに住民に周知したい内容、理解してもらいたい内容を見せる仕組みを設けることも重要であると考えられる。例えば、遠野市が提供している Web 健康手帳の機能が、住民が日常的に頻繁に使う他のサービスと同じポータルサイトで提供されていれば、健康状態を確認する習慣が自然に身につく、そのことが健康の維持向上に資すると思われる。

また、長浜市においては、マイ・ポータルを経由して0次検診結果にアクセスすることができれば、健康情報を容易にかつ効率的に閲覧することができ、住民にとってより健康への意識が高まるものと考えられる。

マイ・ポータルの技術的検討を踏まえ、例えば、マイ・ポータルと Web 健康手帳、さらにインターネットバンキング等民間サービスと同時に閲覧、利用できる機能が設けられれば、健康情報を確認することを習慣化できると考えられる。

(3) 地方公共団体における番号制度の活用の方向性

(1)節では番号制度により実現が可能となること、(2)節ではすでに独自の住民番号を利用した取組を行っている地方公共団体について紹介した。これらは、現段階においてそのような取り組みをしていない団体において、番号制度を導入すればどのようなサービスが可能となるのかを考える上で参考になるのではないかと考えられる。また、これらの団体における番号制度導入によるさらなる発展の可能性についての考察も加えた。地方公共団体においては、番号制度の導入を検討し、さらなる住民サービスの向上と行政の効率化に資する番号制度の活用を検討する上での参考となるものと考えている。

そもそも、地方公共団体は、住民に身近で総合的な行政主体としてそれぞれの住民の状況に応じた質の高い住民サービスを提供することが期待されている。本来あるべき地方公共団体の役割をより効果的に果たすことが可能となるような番号制度の活用を考える必要がある。

以下、上述の観点から、地方公共団体における番号制度の活用の方向性について示すこととする。

① 窓口の総合化

市町村は、国の省庁と異なり、行政サービスを縦割りで提供するのではなく、住民の視点に立って行政サービスを提供することができる総合的な行政主体として位置づけられている。しかしながら、組織が大きくなればなるほど縦割りとならざるを得ない現実があるのも事実である。番号制度の導入により、団体間の情報連携が制度的に可能となるのに対し、団体内の組織間で連携が行われないう事態が生じては、住民からの負託に応えられないのではないかと考えられる。

藤沢市のように、庁内連携により、住民に対し添付書類の省略を試みている市町村も多いと考えられる。番号制度の導入により、住民の情報を、組織を超えて共有することができることから、より住民一人ひとりの状況に応じた対応が可能となる。

例えば、番号制度の導入を契機として、粕屋町のような総合窓口システムを構築すれば、住民一人ひとりの状況を把握した相談業務が可能となる。また、必要なときに必要な情報をプッシュ型でお知らせすることができれば、そのことによって住民が必要な手続きを失念することを防ぐことができ、市町村は住民にとってのセーフティネットの役割を高めることができると考えられる。そのためには、市町村がより住民の立場に立って、必要な情報は何かを常に考える必要がある。番号制度は、これらのことを可能にする基盤であることから、番号制度をきっかけに市町村が今以上に充実した行政サービスを提供するきっかけになることを期待したい。

さらに、通常の業務だけでなく、災害等非常事態においては、市町村の存在がより重要になることが今般の東日本大震災でも明らかとなっている。番号制度導入により、西

宮市のように住民番号をキーとして、住民記録システムのデータから被災住所・世帯構成員をインポートして被災者台帳を作成し、GIS と連動させる仕組みを用意すれば、救援物資の効率的な配給、義援金等の公正で迅速な支給、復興計画の早期策定と住民への説得力のある説明ができるものと考えられる。

② 書類審査から現場へ

市町村は住民に最も身近な行政主体であるが、現実には書類審査に追われ、住民と直接接する機会を確保することが困難であるという現実があるのは否定できない。

例えば、千葉県市川市では、行政への各種申請が年間約 240 万件あり、その審査事務だけでも年間約 8 万時間を費やさなくてはならないという状況になっている。これらの申請の書類審査は膨大であり、かつ、近年の行政改革で職員数を削減していることに鑑みると、申請書類だけでもその審査に追われていることが容易に予想されるところである。

このことは、平成 22 年夏に全国各地で問題となった高齢者の所在不在問題においても明らかになっている。住民に関する各種行政の基礎となる住民基本台帳の整備に関してさえ、市町村が行うべき調査が十分に実施されていないことが原因の一つとなっていたところである。

このような状況に対し、番号制度の導入により、名寄せやデータベースマッチングを行うことで、添付書類を削減し、書類審査の手間を少しでも軽減することが可能となると考えられる。

そのためには、個人番号をキーとしたシステムによる自動処理を行うことで事務処理の負担を削減することが必要である。

また、将来的な課題として、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる事務や個人情報をもっと広げていく必要があると考えられる。例えば、固定資産税の賦課のため、市町村の税務職員は法務局の登記を確認しているが、そのための名寄せに非常に高いコストを払っているところであり、今後、登記情報の情報提供ネットワークシステムによる情報連携が可能となれば、住民からの申請による情報収集だけでなく、公用の照会や調査においても行政の効率化に資するものと考えられる。

あわせて、番号制度の導入をきっかけに、事務処理のフローを可視化し、当該事務処理に関連する事務を含めた業務プロセスそのものの見直しを行うことで、住民サービスの向上のみならず、職員配置や組織の再編までつながることを期待したい。

このような取組を行うことにより、市町村の職員がより現場に行く時間を確保することとあわせ、より多くの職員を担当に充てることが可能となると考えられる。削減した時間や職員を住民と直接接する業務に充てることこそが、市町村が住民に最も身近な行政主体であるという強みをさらに発揮することができるのではないかと考えられる。

③ 政策の質の向上

市町村は総合的な行政主体として、さまざまな個人情報を保有しているが、これらの個人情報を保護しつつ活用する取組が少ないのが現状である。

このことについては、番号制度の導入により、個人番号カードにより正確な本人確認をした上で、収集した情報を組織間、時間軸、空間軸で名寄せを行うことや、統計処理を行うことにより、住民一人ひとりに即したサービスの提供や政策の立案が可能となると考えられる。

例えば、遠野市や長浜市のように、市が実施する健診結果等を生涯にわたって保管し、再利用可能としておけば、医療、保健など専門的な観点での分析を行うことで、住民の健康増進につながる政策に活かすことができるのではないかと考えられる。

また、市町村は、近隣の市町村と連携することにより、さらに行政サービスの向上を図ることができる。それぞれの市町村が保有する情報を広域的な観点から分析することにより、それぞれの市町村が適切な役割分担の下、効率的で質の高いサービスを提供することができると考えられる。

例えば、浦安市のように、さまざまな情報を地理的に名寄せし、さらに、それらを近隣の市町村と共有することで、住民の日単位、年単位でのライフサイクルに応じたサービスを効率的に提供することが可能になるものと考えられる。

番号制度の導入により、個人情報を安全に管理しつつ活用することで、市町村の政策の質がさらに向上することを期待したい。

(別添)

地方公共団体が関係する番号利用法案別表第一の事務

- ① 都道府県知事等が関係する事務
- ② 市町村長等が関係する事務

地方公共団体が関係する番号利用法案別表第二の事務

- ③ 情報照会者に都道府県知事等が含まれる事務
- ④ 情報提供者に都道府県知事等が含まれる事務 (③を除く)
- ⑤ 情報照会者に市町村長等が含まれる事務
- ⑥ 情報提供者に市町村長等が含まれる事務 (⑤を除く)

地方公共団体が関係する番号利用法案別表第一の事務

① 都道府県知事等が関係する事務

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案別表第一)
1	都道府県知事	災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	6
2	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	7
3	都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
4	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	10
5	都道府県知事	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	11
6	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	14
7	都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15
8	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	16
9	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	19
10	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	26

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案別表第一)
11	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	27
12	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	35
13	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	37
14	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	43
15	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	44
16	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45
17	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	46
18	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	47
19	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	51
20	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	56
21	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63
22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	64

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案 別表第一)
23	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	69
24	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	70
25	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	84
26	都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	89
27	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	91

② 市町村長等が関係する事務

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案 別表第一)
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	8
2	都道府県知事等	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	9
3	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	10
4	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	12
5	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	15
6	都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	16
7	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	19
8	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	27
9	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	30
10	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	34
11	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	35
12	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	37
13	市町村長	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	41

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案 別表第一)
14	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	44
15	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	45
16	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	47
17	市町村長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	49
18	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	56
19	市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	59
20	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	63
21	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	64
22	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	68
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	70
24	市町村長	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	76
25	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活	84

No.	個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務	参照箇所 (番号利用法案 別表第一)
		支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
26	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	94

地方公共団体が関係する番号利用法案別表第二の事務

③ 情報照会者に都道府県知事等が含まれる事務

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
1	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	8
2	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	13
3	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	14
4	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
5	都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	16
6	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	22
7	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	23
8	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	24
9	都道府県知	精神保健及び精神障害者福祉	厚生労働大	年金給付関係情報又は厚	25

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
	事	に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの	臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
10	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	26
厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの				
都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの				
市町村長	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための				

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案 別表第二)
				法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は保健所を設置す	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			る市の長	る情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員 災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
11	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	28
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
12	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	31
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
13	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	38
14	都道府県教育委員会又	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	39

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
	は市町村教育委員会	関する事務であって主務省令で定めるもの			
15	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	55
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
16	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	58
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			府県知事	めるもの	
17	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	64
18	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	65
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
19	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	66
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
20	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	67
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
21	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	68
22	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	69

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			組合等		
23	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	70
24	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	72
25	市町村長 (児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	75
26	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	86
27	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	88
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等	

No.	情報 照会者	事務	情報 提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案 別表第二)
				給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			合等又は農林漁業団体職員共済組合	漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は保健所を設置する市の長	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
28	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	90
29	都道府県知事又は広島市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	91

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
	市長若しくは長崎市長	の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
30	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	97
31	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	98
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
32	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	109
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
33	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	110

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 案別表第二)
			支給を行うこととされている者		
34	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	111
35	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	114
			文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

④ 情報提供者に都道府県知事等が含まれる事務(③を除く)

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	9
2	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	12
3	市町村長	予防接種法による給付(同法第十一条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	19
4	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	27
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
5	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	30
			都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大	特別児童扶養手当関係情報	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			臣又は都道府県知事	報であって主務省令で定めるもの	
6	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	48
7	厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	51
8	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	56
9	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	62
10	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	63
11	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	71
12	厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	80
13	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	95
14	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であ	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	105

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 別表第二)
	ンター	って主務省令で定めるもの			
15	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	107
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
16	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	117
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	

⑤ 情報照会者に市町村長等が含まれる事務

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
1	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	9
2	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	10
3	市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	11
4	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	12
5	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	15
			都道府県知事等	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
				留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
6	市町村長	予防接種法による給付(同法第十一条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	17
7	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	18
8	市町村長	予防接種法による給付(同法第十一条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	19

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			こととされている者		
9	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	20
10	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	26
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
				低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は保健所を設置する市の長	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			厚生労働大臣又は都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
11	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	27
			都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
12	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	31
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
13	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	39
14	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	43
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
15	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	44
16	市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	45
17	市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	46
18	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	54
19	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	55
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 別表第二)
	又は市町村長			省令で定めるもの	
20	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	58
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
21	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	62
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
22	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	63

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 別表第二)
			域連合		
			厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
23	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	65
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
24	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	66
			都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの	
25	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	68
26	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉	厚生労働大臣若しくは	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	69

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 案別表第二)
		手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	日本年金機構又は共済組合等		
27	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	70
28	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	71
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
29	市町村長 (児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	75
30	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	76
31	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	83
			後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの	
32	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関	86

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 別表第二)
			二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
33	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	88
厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿健康被害救済給付等関係情報又は職業訓練受講給付金関係情報であって主務省令で定めるもの				
都道府県知事	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって主務省令で定めるもの				
都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金				

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
				の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報、児童手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は保健	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			所を設置する市の長	要する費用の付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
34	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	90
35	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	91
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
36	市町村長	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	94
			介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
37	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	95
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
38	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	98
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
39	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	109
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
40	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	110

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法 別表第二)
			る者		
41	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	111
42	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの	117
			市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支給給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣又は日本年金機構	国見年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	

⑥ 情報提供者に市町村長等が含まれる事務(⑤を除く)

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者 又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者 又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	2
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者 又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	3
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者 又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	4
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
5	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者 又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	5
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりな	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省	6

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
		お従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		令で定めるもの	
7	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	8
8	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	13
9	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	14
10	都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	16
11	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	21
12	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって	22

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
			に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	て主務省令で定めるもの	
13	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	23
14	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	24
15	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	28
			市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	
16	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	29
17	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	30
			都道府県知事等	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
18	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	33
			市町村長	介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
19	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	34
20	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	36
21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	38
22	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	40
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
23	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	41
24	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三百三十六条第一項(同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十八条第	47

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
				一項又は第四百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
25	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	児童扶養手当関係情報であって主務省令で定めるもの	48
26	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	49
27	厚生労働大臣	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	51
			市町村長	国民年金法第八十九条第三号の施設に入所する者に関する情報であって主務省令で定めるもの	
28	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	59
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	60
30	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	64
31	厚生労働大臣	特別児童扶養手当等の支給に	市町村長	地方税関係情報又は住民	67

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
	臣又は都道府県知事	関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		票関係情報であって主務省令で定めるもの	
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	72
33	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	78
34	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	79
35	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	81
			市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
36	厚生労働大臣又は共済組合等	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	84
37	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省	85

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
		により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		令で定めるもの	
38	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令よる医療に関する給付の支給を行うこととされている者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	89
39	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	92
40	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	93
41	厚生労働大臣又は共済	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は	市町村長	介護保険法第百三十六条第一項(同法第四百十条第	96

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
	組合等	納入に関する事務であって主務省令で定めるもの		三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	
42	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	97
43	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	102
44	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	103
45	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	104

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
		金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの			
46	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	105
47	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	106
48	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	107
			都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
49	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	108
50	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	112

No.	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報	参照箇所 (番号利用法案別表第二)
		険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの			
51	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	113
52	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	114
53	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	115
54	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	116

※

地方税関係情報： 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報

住民票関係情報： 住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項

共済組合等： 日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会

年金給付関係情報： 国民年金法又は被用者年金各法（私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

医療保険者：医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合

医療保険給付関係情報：医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

介護保険給付関係情報：介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収の支給若しくは保険料の徴収に関する情報

障害者関係情報：身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報

児童手当関係情報：児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報